

平成29年度 第1回
東京都商品等安全対策協議会
議 事 録

平成29年8月3日（木）

都庁第一本庁舎42階（北側）特別会議室B

午後 1 時31分開会

○生活安全課長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから平成29年度東京都商品等安全対策協議会を開会いたします。

お待たせいたしました、申しわけございませんでした。

委員の皆様方には、本日、お忙しい中ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。また、日ごろから消費者行政をはじめ都の事業へのご理解、ご協力を賜り、ありがとうございます。この場をおかりして御礼申し上げます。

私、本協議会の事務局を務めます生活文化局消費生活部生活安全課長の猪俣と申します。どうぞよろしくお願いいたします。会長と進行を交代するまでの間、司会を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

失礼ではございますが、着席にて説明をさせていただきます。

なお、東京都はクールビズを推奨しておりますので、こちらの会議室の中がお暑いようでしたら上着をお脱ぎいただければと思います。よろしくお願いいたします。

本日の議事に入らせていただく前に、本協議会の委員及び特別委員の皆様をご紹介させていただきます。お手元の会議次第の右側でございますクリップを外していただきまして、下に重ねて2枚目に委員等の名簿を置かせていただいております。こちらの名簿の順に沿ってご紹介させていただきます。

まず、委員のご紹介です。

東京消防庁参事、防災部防災安全課長の岡本透委員でございます。

○岡本委員 岡本です。どうぞよろしくお願いいたします。

○生活安全課長 独立行政法人国民生活センター商品テスト部長の鎌田委員ですが、本日、所用のためご欠席となっております。代理といたしまして商品テスト部テスト第2課長の仲野禎孝様にご出席いただいております。

○仲野氏（鎌田委員代理） 仲野でございます。よろしくお願いいたします。

○生活安全課長 公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会理事の釘宮悦子委員でございます。

○釘宮委員 釘宮でございます。よろしくお願いいたします。

○生活安全課長 千葉工業大学社会システム科学部金融・経営リスク科学科教授の越山健彦委員でございます。

○越山委員 越山です。よろしくお願いいたします。

○生活安全課長 公益社団法人全国消費生活相談員協会週末電話相談室長の鈴木春代委員でございます。

○鈴木委員 鈴木でございます。よろしくお願いいたします。

○生活安全課長 国立研究開発法人産業技術総合研究所人間情報研究部門首席研究員の西田佳史委員でございます。

○西田委員 西田でございます。よろしくお願いいたします。

○生活安全課長 続きまして、特別委員のご紹介です。

一般社団法人リビングアメニティ協会手すりユニット委員会委員長の市川貴委員でございます。

○市川特別委員 市川でございます。よろしくお願いいたします。

○生活安全課長 日本アルミ手摺工業会監事の久米克昌委員でございます。

○久米特別委員 久米でございます。よろしくお願いいたします。

○生活安全課長 特定非営利活動法人キッズデザイン協議会事務局長の杉山智康委員でございます。

○杉山特別委員 杉山でございます。よろしくお願いいたします。

○生活安全課長 一般社団法人建築改装協会手すり委員会委員の高野保男委員でございます。

○高野特別委員 高野でございます。よろしくお願いいたします。

○生活安全課長 一般財団法人ベターリビング住宅部品事業推進部次長の西本賢二委員でございます。

○西本特別委員 西本でございます。よろしくお願いいたします。

○生活安全課長 NPO法人子育てひろば全国連絡協議会理事の松田妙子委員でございます。

○松田特別委員 松田でございます。よろしくお願いいたします。

○生活安全課長 日本大学理工学部まちづくり工学科教授の八藤後猛委員でございます。

○八藤後特別委員 八藤後でございます。よろしくお願いいたします。

○生活安全課長 一般社団法人日本エクステリア工業会CS委員会委員長の山平委員は、本日、所用のためご欠席です。

緑園こどもクリニック院長の山中龍宏委員でございます。

○山中特別委員 山中です。よろしくお願いいたします。

○生活安全課長 また、関係者といたしまして一般社団法人住宅生産団体連合会技術部長、篠崎真一様にご出席いただいております。

○篠崎氏 篠崎です。よろしくお願いいたします。

○生活安全課長 続きまして、オブザーバーのご紹介です。

国土交通省住宅局住宅生産課課長補佐の鹿島芳泰様につきましては、遅れてのご出席というご連絡をいただいております。

経済産業省製造産業局生活製品課住宅産業室課長補佐、鹿沼昇様でございます。

○鹿沼オブザーバー 鹿沼です。よろしくお願いいたします。

○生活安全課長 同じく経済産業省商務情報政策局産業保安グループ製品安全課課長補佐、小山勝様でございます。

○小山オブザーバー 小山と申します。よろしくお願いいたします。

○生活安全課長 消費者庁消費者安全課長の野田様ですが、本日、所用のためご欠席となっております。代理といたしまして消費者安全課課長補佐の尾崎裕子様にご出席いただいております。

○尾崎氏（野田オブザーバー代理） 尾崎でございます。よろしくお願いいたします。

○生活安全課長 続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。事務局職員名簿をごらんいただければと思います。次のページになってございます。

消費生活部長の三木でございます。

生活安全課の石井でございます。

同じく吉本でございます。

同じく尾崎でございます。

よろしくお願いいたします。

続きまして、お手元の配付資料を確認させていただきます。机上に配付しております資料をごらんいただければと思います。最初に会議次第がございます。そのクリップの下からご説明いたします。資料1、A4横の資料で、平成29年度東京都商品等安全対策協議会概要説明資料でございます。タイトルが「子供のベランダからの転落防止のための手すりの安全対策」となっております。右上に資料ナンバーが書いてございます。続きまして、資料2「子供のベランダからの転落に関する事故情報」、資料3「ベランダの手すりの市場と商品の安全対策」、資料4「法令・規格・基準等、事故防止の取組等」、資料5「海外における子供のベランダからの転落事故」、資料6「ベランダの安全対策に関するアン

ケート調査（案）」、資料7「ベランダの手すりに関する実験（案）」、続きまして資料8「今後のスケジュール」でございます。

また、委員のお席の白い封筒に入っております資料は、東京消防庁様より提供いただいた事故現場のベランダの写真資料となっております。こちらは委員の方限りの資料でございます。協議会が終了いたしましたら、お手数ですが、回収いたしますので封筒にお入れいただければと思います。よろしくお願いいたします。

このほか、会議次第にゼムクリップでとめたものを置かせていただいております。ちょっと戻っていただいて恐縮ですが、次第の下、委員等名簿、それから事務局職員名簿、座席表、これまでの取組のテーマ、本協議会の設置要領、以上でございます。

参考資料として、左側、一般財団法人ベターリビング様ご提供の冊子「優良住宅部品（B L部品）ガイドブック」、それから東京都の「子育てに配慮した住宅のガイドライン」を机上に置かせていただいております。

また、先ほどのクリップどめの下ですが、東京都ヒヤリ・ハットレポートNo.11「乳幼児の転落・転倒事故防止ガイド」がございます。

最後、昨年度の商品等安全対策協議会のテーマ「子供に対する歯ブラシの安全対策」で消費者への普及啓発に作成しましたリーフレット「乳幼児の歯みがき中の喉突き事故に注意！」がございます。

資料につきましては以上でございます。もし不足等ございましたら、お手数ではございますが、挙手いただければと思います。よろしいでしょうか——ありがとうございます。

それでは、続けさせていただきます。

本協議会は公開とさせていただきます。

なお、報道関係の方にはお願いでございますが、カメラ撮りにつきましては議事に入る前とさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、協議会開会に当たり、消費生活部長の三木からご挨拶を申し上げます。

○消費生活部長 皆様、こんにちは。改めまして消費生活部長の三木でございます。

本日、委員の皆様方には大変お忙しい中、この商品等安全対策協議会の委員並びに特別委員にご就任いただきまして、まことにありがとうございます。

また、日ごろより都の消費生活行政に多大なるご協力、ご理解をいただきまして、この場をおかりいたしまして厚く御礼申し上げます。

さて、本協議会でございますが、さまざまございます身近にある商品の使用に伴う危害から都民を守るための商品の安全対策につきまして、事業者、消費者、それから有識者の皆様方によりご検討いただくという会議体でございます。

これまでの取組の成果を幾つかご紹介させていただきますと、まず平成18年度に取り組みさせていただきました「子ども用衣類の安全確保」におきましては、子供服のひもの安全基準を定めたJIS規格の制定につながっているということがございます。これが平成27年12月に公表されたところでございます。

また、平成21年度に取り組みました「子供に対するライターの安全対策」では、チャイルドレジスタンス機能の法規制につなげることができたという実績もございます。

さらには、平成25年度は「ブラインド等のひもの安全対策」に取り組みましたが、平成29年度中、今年度中にJISが制定される予定と聞いております。

また、平成27年度に取り組みました「子供に対するコイン形電池等の安全対策」では、事業者団体により子供が素手であけにくいパッケージの基準を策定されまして、こういった商品が今市場に流通し始めている状況でございます。

昨年度は、先ほどもお話がありましたけれども、「子供に対する歯ブラシの安全対策」ということで取組をさせていただきました。喉突きの受傷リスクを低減した歯ブラシの開発や商品の注意喚起の強化などを要望いたしましたところでございますが、製造事業者の皆様におかれまして、協議会の開催中から安全対策を強化した歯ブラシの開発が進められるなど積極的な取組が行われました。消費者団体、子育て支援団体の皆様においては、情報を発信する主体となる方々に向けた研修などに事故防止の啓発リーフレットを活用していただきまして、周知啓発の取組を現在も進めていただいているところでございます。また、小児歯科の学会誌などにも取り上げていただきまして、さまざまな皆様のお力によりまして啓発等が進められているところでございます。

このように本協議会の取組は、都民、国民に対する具体的な安全対策につながっていると考えておきまして、協議会に対する期待も高まっているのではないかとこのように考えているところでございます。

さて、本年度のこの協議会でございますけれども、子供のベランダからの転落事故が後を絶たず、死亡する事故も起きていることから、「子供のベランダからの転落防止のための手すりの安全対策」ということでご検討をお願いすることにいたしましたところでございます。今般、国民生活センターと東京消防庁のご協力をいただきまして東京都において調査

を行いましたところ、平成19年度以降起きているベランダからの転落による受傷で救急搬送または受診した12歳以下の事例が145件把握できたところでございます。入院を要する事例が全体の7割を超えておりまして、死亡事例も2件ある状況でございます。保護者などが事故の発生現場を目撃している事例が少ないこともございまして、安全対策を検討する上で今のようなことが課題になっていると思っております。

都といたしましては、協議会での事故事例の分析やアンケートによりまして、ベランダの使用実態や危害あるいはヒヤリ・ハット経験について調査をし、事故の実態をしっかりと把握した上で、実効性のある安全対策を検討していただく必要があると考えているところでございます。

今回、ベランダに関連する事業者団体の皆様方にご協力をお願いいたしまして委員としてご参加をいただきました。ありがとうございます。

また、住宅を供給する事業者団体にも関係者としてご参加をいただいているところでございます。

また、国土交通省、経済産業省、消費者庁の方々にはオブザーバーとしてご参加をいただいているところでございます。

日ごろからさまざまなお立場で消費者の安全対策に取り組んでおられます皆様方に多角的な視点からぜひこの場でご検討いただきまして、子供のベランダからの転落防止のための手すりの安全対策についてご提言をいただき、少しでもこういった事故が減るようお願いを申し上げます、私の挨拶とさせていただきます。

これから長丁場になりますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

○生活安全課長 それでは、これより会長及び副会長の選任をいたします。

会長の選任は、お手元でございます本協議会設置要領第6に基づきまして、消費生活部長が指名することとなっております。

それでは、消費生活部長から指名をお願いいたします。

○消費生活部長 それでは、昨年度に引き続きまして会長については越山委員をお願いしたいと思います。

また、会長の職務を代理する委員である副会長につきましては西田委員にお願いしたいと思います。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○生活安全課長 それでは、ここから越山会長に進行をお願いいたします。

○越山会長 ただいまご指名いただきました千葉工業大学で製品安全リスクのことを担当しております越山です。どうぞよろしくお願いいたします。

この協議会は、先ほどお話がありましたとおり、平成10年度から毎年1案件といえますか、1つの事故の問題について取り扱って調査研究して、各方面に提言や安全対策の普及等、防止についての協力のお願いをしております。先ほどご紹介がありましたとおり、ここ10年間くらい子供の事故の問題を多く扱っております。子供の事故といっても、小さなお子様の誤飲事故の問題や家庭内でライターの火遊びに起因する火災事故の問題、医薬品の誤飲、ブラインドのひもによる首吊り事故の予防、抱っこひもからの転落、そして子供の歯磨き中の喉突き事故など、いろいろな問題を扱っています。これらは家庭の中で子供の身の回りに事故のリスクが非常にあるということを示しています。

これらの問題を取り扱おうとすると、最初はよくこういう議論があります。すなわち、業界のほうに事故情報が入っていないからよくわかりません、我々は公的な基準に従ってやっています。そして、だから家庭内での保護者の注意の問題ではないかというお話になりがちなところがございます。ただ、これらの身の回りの事故は非常に多くの種類、また非常に危険な事故のリスクもあり、これらを全て保護者の注意にお任せするというのは、事故を減らす要因としてはあまりにも不十分ではないかという視点がこの協議会の根底にあります。この協議会は、毎年1年間かけてさまざまな方向から調査研究を行い、1つの対応だけではなくて、産業界の皆様、及び関係者の皆様にいろいろご協力、できる範囲のことをお考えいただき、それからご努力いただいて、社会全体としてこういう子供の事故を減らすような方向に持っていければいいかなという思いで毎年取り組ませていただいております。

本年度は、家庭内での子供の住環境の安全の問題としてベランダからの落下という問題についても、同じようにいろいろな方向からアプローチして、皆様のご意見、それからご協力、ご理解等賜りながら何らかの安全対策、事故を減らす方向につなげられればいいかなという思いでとりまとめの役を務めさせていただければと思っております。

それでは、先ほど事務局からご案内がありましたとおり、カメラ撮りはここまでとさせていただきます。大変申しわけありません。ご協力ありがとうございました。

それでは、議事次第に従いまして進行させていただければと思っております。おおむね15時30分までに終了させていただきたいと思っておりますので、ご協力をお願いいたします。

まず、議事の（1）子供のベランダからの転落防止のための手すりの安全対策に関する

検討についてです。検討に当たり、事件事例や安全対策の実情、状況などを事務局から資料を準備しておりますので、それらについてご紹介いただければと思います。

最初に資料1から5までを一括してご紹介いただければと思っております。その後、皆様のご意見等を賜るような時間を設けさせていただければと思っております。

それでは、事務局の方、よろしくお願いいたします。

○安全担当 生活安全課安全担当の吉本です。座ったままでご説明させていただきます。

それでは、お手元にごさいます資料1、概要説明資料に沿って資料2から資料5についてご説明いたします。お手数ですが、資料1を外していただき、資料2から資料5と並べてごらんいただきながらお聞きいただければと思います。よろしくお願いいたします。

今回のテーマは「子供のベランダからの転落防止のための手すりの安全対策」ということで、住宅のベランダやバルコニーに設置される手すりを対象とします。本協議会では、ベランダ、バルコニーを区別せずに両方を指して「ベランダ」と呼ぶこととします。また、「転落」という言葉についてですが、体が途中どこにも接触しないで落下する場合は墜落、どこかに接触しながら落下する場合は転落と区別される場合もありますが、本協議会では区別せず全て「転落」で統一させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、説明に入ります。資料1の概要説明資料をごらんください。資料1には資料2から資料5の事故情報、市場と商品の安全対策、法令・規格・基準、事故防止の取組、海外におけるベランダからの子供の転落事故について要点をお示ししております。

資料1の1ページ、事故情報をごらんください。このたび東京消防庁、国民生活センターに情報提供をご協力いただき、都で把握した平成19年以降起きているベランダからの転落による受傷で救急搬送された、または受診した12歳以下の事例は合計145件でした。そのうち入院した事例は7割を超え、死亡事例も2件ありました。子供の年齢は2歳が最も多く、次いで3歳、4歳と続いています。また、10歳以上の年齢でも事故が起きています。

ページの右側をごらんください。何階のベランダから転落しているか。事故の発生階を見ると2階からの転落が最も多く、全体の過半数を占めています。高層階からの転落ほど危害が重くなる傾向が見られますが、2階からの転落でも7割近くが入院を要する中等症以上の危害が起きています。7階の軽症1件は6階の屋根に落ちた事例、13階の中等症1件は12階のベランダに落ちた事例であり、どちらも発生階は高層ですが、1つ下の階への転落の事例でした。

事故発生現場を目撃している事例は少なく、145件のうち119件は事故につながる動作が

不明でした。事故につながる動作がわかった事例26件の内訳を見ると、「手すりの上を越える」が23件、「手すりなどがなく落ちる」が2件、「手すりなどの隙間をすり抜ける」が1件となっており、「手すりを押し倒す」といった手すりの強度不足による事例はありませんでした。

右下に3つの事例をお示ししております。バルコニーのフェンスに登り、下をのぞき込んで転落した事例、ベランダの手すりに鉄棒の前回りのときのようにつかまって前のめりに落ちた事例、室外機によじ登ったと思われる事例を挙げております。

そのほか資料2には事故の時系列変化、子供の男女別、事故の発生状況を分析した結果をお示ししています。また、事故事例の詳細を事故分析の分類別にお示ししております。

資料2の13ページをごらんください。資料1で事故につながる動作が最も多かった「手すりの上を越える」の23件のうち、事故のきっかけは「足がかりとなるものを置く」が最も多く、足がかりとなるものは室外機が4件と最も多くなっていました。

また、19ページをごらんください。事故発生の直前の子供の行動では、「ベランダで遊んでいた」が15件と最も多く、次いで「別室にいたが、子供が一人でベランダに出た」が14件でした。

資料2でお示した事故事例のうち、ちょっとお戻りいただくんですけども、16ページのウ「手すりの上に腰を掛ける」の事例の2つ目のNo.2（東）と、そのほか詳細が不明な事例のうち、ちょっと先ですけども、27ページのNo.71、28ページのNo.88、No.93は写真の資料もご提供いただいております。委員限りの資料としてお席に置かせていただいておりますので、ごらんください。

事故情報については以上です。

それでは、資料1の概要説明資料にお戻りください。おめぐりいただきまして、2ページをごらんください。市場と商品の安全対策についてご説明いたします。

まず、ベランダの手すりの種類についてご説明します。資料3の2ページから3ページに図をお示ししていますので、こちらをあわせてごらんください。ベランダの手すりには多くの種類があるため、腰壁の高さと設置されるさんやパネルの手すりのデザインの組み合わせにより分類しました。腰壁とは、ベランダの床から立ち上がった壁の部分を指します。腰壁の高さによる分類は、「腰壁なし」は腰壁がなく設置された手すりです。転落防止の高さを確保するもの、「腰壁あり（低い）」は腰壁がある程度高くその上に手すりを設置するもの、「腰壁あり（高い）」は、腰壁だけまたは腰壁の頂部にトップレールを設置す

るものとなります。

引き続き資料3をごらんください。手すりのデザインの種類を2ページの下段に図で載せております。デザインの種類は、縦さん、横さん、パネル、デザインが施されたもの、これらを複合して組み合わせたものなどがあります。パネルにはガラス製、樹脂製、金属製のものがあります。

隣の3ページをごらんください。腰壁のみまたは腰壁にトップレールを設置したものは、さらに腰壁の種類として掘込タイプ、中抜けタイプ、空気を通す開口部を設けたタイプがあります。

続いておめぐりいただきまして、4ページ、5ページをごらんください。手すりに関して業界独自の用語が多く使用されていることから、手すりの各部の名称を図とともに詳しくお示ししております。

資料1に戻りまして、2ページの右側をごらんください。手すりの設置状況を把握する参考データとして、都内及び全国の住宅の着工戸数と住宅戸数をお示ししております。住宅着工戸数を建物の建て方別に見ますと、東京都は全国に比べて共同住宅の割合が多くなっています。また、総住宅戸数は着工戸数よりもはるかに多く、既存のベランダの手すりについても安全対策が必要です。

なお、手すりの取りかえ周期については、マンションの管理組合が長期修繕計画を作成する際の指針となる国土交通省の長期修繕計画作成ガイドラインで手すりの取りかえ周期の参考値として36年という数値が示されております。これらのことから、ベランダの手すりは住宅の建設時に一度設置されると長期間使用され、入れかわりに時間のかかる商品であることがわかります。

次に、安全対策の現状として子供の転落防止に向けた安全に配慮した手すりの開発を行っている製造事業者の取組をご紹介します。こちらは第5回キッズデザイン賞を受賞した三協立山アルミ株式会社の商品です。子供の足がかりとなる高さまで格子間の隙間を埋めるフィンを設定して、横さんの隙間に子供が足を入れられない構造になっています。意匠性とよじ登り防止を両立するデザインの商品となっています。

また、このほか資料3で安全対策のための研究等をご紹介します。資料3の8ページをごらんください。ここでは、日本技術士会登録団体である子どもの安全研究グループの取組と事故防止対策例、「子どものからだ図鑑」から子供の年齢別の身長、背伸び到達点、子供の乗り越えられる高さのデータ、日本大学理工学部教授八藤後特別委員の研究

論文の概要と文献から墜落防止の方策についてご提案をお示ししています。

8ページをごらんください。子どもの安全研究グループでは、高層階からの転落事故に関する調査研究結果を同グループのホームページに掲載しており、そこに提示されている事故防止対策をお示ししています。その中で手すりの形状等に関する対策として、⑤手すりに手をかけて幼児の体が持ち上がらないようにするということが提示されています。手すりの上部を子供の手がかからない太さの円筒にする。写真のように手すりの上部が内側に折れ曲がって傾斜していれば子供が登りかけても室内側に体が傾くので登れないなどのアイデアが紹介されています。

9ページには、「子どものからだ図鑑」から子供の身長と背伸びしたときの到達点の寸法、乗り越えられる高さについて年齢別のデータをお示ししています。

10ページ、11ページをごらんください。八藤後特別委員の幼児の柵の乗り越えによる墜落防止に関する実験研究の概要と文献から墜落防止の方策についてのご提案をお示ししています。墜落防止の方策は、手すり柵の高さ、足がかりの厚さと高さ、ベランダに物を置く場合の手すり柵からの距離の目安とする寸法についてご提案されており、また、手すり越しを誘発しない手すり柵のデザイン、手すり柵の定期的な点検の必要性について提案されています。

再び資料1にお戻りください。資料1の3ページをごらんください。ベランダの手すりに関する法令・規格・基準、事故防止の取組についてご説明いたします。法令や規格・基準に規定されている手すりの高さや手すりの隙間の条件を一覧表にしてお示ししております。高さの条件について、3ページ左側の表にまとめております。

まず、建築基準法は建築物の構造、用途についてその最低基準を定めているものですが、建築基準法施行令により、ベランダの手すりの高さについては1,100mm以上と規定されています。これは共同住宅や3階以上の建物が対象であり、2階建ての戸建て住宅などのベランダは適用外となっております。

次に、住宅の品質確保の促進等に関する法律（品確法）に基づく住宅性能表示制度による基準です。住宅の表示の適正化を図るために、等級別に表示の方法、評価の方法、基準が設けられており、そのうち最も等級の高い等級5の基準をお示ししています。ここでは、高さの条件が腰壁等足がかりとなるおそれのある部分の高さ別に決められています。腰壁等の高さが650mm以上1,100mm未満の場合、手すりの高さは床面から1,100mm以上、腰壁等の高さが300mm以上600mm未満の場合は腰壁等から800mm以上、腰壁等の高さが300mm未満の

場合は床面から1,100mm以上となっています。

次に、ベランダの手すりに関するJISですが、「JIS A 6601低層住宅用バルコニー構成材及び手すり構成材」があります。こちらには性能、構造、材料、試験方法、取り扱い上の注意事項が規定されていますが、高さについての規定はありません。

次に、優良住宅部品認定基準ですが、住生活水準の向上と消費者の保護を推進することを目的として優良住宅部品（BL部品）の普及を図るため、一般財団法人ベターリビングにより設けられている認定制度による基準です。こちらには品確法と同様の基準が定められております。

次に、東京都都市整備局の子育てに配慮した住宅のガイドラインは、子育て世帯に適した住まいの広さや安全性等を備え、子育て支援サービスとの連携にも配慮した優良な住宅を整備する際に考慮する事項を示したガイドラインとなっております。こちらのガイドラインでは、手すりの高さの条件は、腰壁等が650mm以上1,100mm未満、300mm未満の場合は床面から1,100mm以上とされ、さらに1,200mm以上が推奨されております。腰壁等が300mm以上650mm未満の場合は腰壁等から800mm以上、さらに900mm以上が推奨され、また表にはお示ししていませんが、横さんなど足がかりになるものを設置しないとされており、より安全に配慮した条件が示されています。

右側の表をごらんください。手すりの隙間の条件について表でお示ししております。上から順番にご説明します。

まず、建築基準法では、手すりの隙間についての規定はありません。品確法では、床面及び腰壁等から高さ800mm以内の部分に存するものの相互の間隔が内のり寸法で110mm以下と示されています。

JISでは、床調整面からの高さ800mm以内の部分にあるものの相互の間隔にあつては110mm以下とされています。

優良住宅部品の認定基準では、手すりの笠木と笠木の隙間、手すり子と手すり子の隙間及びこれに相当する部分の隙間は110mm以下とされており、下弦材と軀体（足がかりになる部分）の隙間については、ページ左下の参考図をごらんいただきたいのですが、ベランダの手すりの下部にある隙間は90mm以下としています。また、トップレールの隙間（軀体の隙間を含む）については全て110mm以下とされています。

子育てに配慮した住宅のガイドラインでは、床面及び腰壁等から高さ800mm以内の部分に属するものの相互の間隔は内のり寸法で110mm以下、さらに90mm以下が推奨されており、

手すりの間隔についてもより安全に配慮した条件が示されております。

次に、事故防止の取組についてですが、東京都では、平成26年に乳幼児の転落・転倒に関するヒヤリ・ハット調査を実施し、この結果から転落・転倒事故防止のポイントをまとめた事故防止ガイドを作成して普及啓発を行っています。本日こちらの事故防止ガイドを参考資料としてお席に置かせていただいております。このほか東京くらしWEB、東京くらしねっと、ツイッター等で繰り返し注意喚起を行っていますところ。同じく東京都の取組では、先ほど法令・規格・基準でお話ししました都市整備局による子育てに配慮した住宅のガイドラインがあります。なお、東京都子育て支援住宅認定制度では、このガイドラインの掲載事項に沿って定めた認定基準により、子育てしやすい環境づくりのための取組を行っている優良な住宅を東京都が認定する制度となっております。

そのほか東京消防庁から、救急搬送事例を踏まえ、事故事例、事故防止のポイントについても定期的に情報発信されています。

国等の取組では、消費者庁から子ども安全メール、国民生活センターから子どもサポート情報として、やはりホームページ、SNS、メール等で注意喚起が行われております。

これら法令・規格・基準、事故防止の取組については、資料4に詳しく載せておりますので、後ほどごらんいただければと思います。

続きまして、4ページ左側の海外における子供のベランダからの転落事故をごらんください。こちらは一般社団法人自治体国際化協会がアメリカ等7カ国について行った調査結果を都がまとめたものです。海外においても子供がベランダから転落する事故が起きており、死亡に至った事例も複数ありました。このうち2つの事例をお示ししております。3歳の女の子が7階バルコニーから帰宅した母の姿を見ようとしてバルコニーの椅子に上がったことが引き金となって転落した事例。14カ月の男児が目隠しパネル及び手すり壁の下部にある柵をくぐり抜け、3階から転落した事例です。

また、海外の安全基準等における手すりの高さや手すりの間隔の条件を表にお示しております。高さはおおむね0.8mから1.2m、手すりの隙間は10cmから12.5cmと、若干差はありますが、日本の基準にほぼ近い寸法が規定されております。

そのほか子供が簡単に登れないように設計するなど、デザインに関する事項がイギリス、そのほかの国で基準に設けられています。また、オーストラリアでは地面から4m以上の高さのフロアにおいては当該柵の15cmから76cmのところには足がかりとなるような水平な部品または水平に近い部品の取り付けをしてはならないことが規定されています。

事故防止の啓発活動としては、イギリスでは、子供に対する監督不行き届きに関する法律やガイドラインがあり、子供を危険のある場所で一人にしておいてはいけないとされています。また、各国において、ベランダに足がかりになるものは置かないなど、事故防止の注意点について、インターネットによる配信やチラシの配布などにより消費者への啓発、注意喚起が行われています。フランスでは、住宅公団により、主に住宅施工主に向けて、子供がよじ登りにくいさんのタイプを優先するなど転落防止対策をとるよう働きかけています。調査の詳細は資料5に載せておりますので、後ほどごらんください。

アンケート調査（案）と実験（案）については後ほどご説明いたします。

資料1から資料5については以上でございます。

○越山会長 どうもありがとうございます。

それでは、早速、検討に入りたいと思います。本日は初回ですので、まず委員の皆様全員にご発言いただければと思っております。本日の資料は事前にごらんいただいていると思われかもしれませんが、資料に関する補足やご意見、それから安全対策について何かございましたら、どの点についても結構ですのでお願いいたします。皆様にご発言いただきたいことと会議の進行の都合もありますので、ご発言はお一人一、二分でお願いしたいということになっております。ご協力お願いできれば幸いです。

それでは、配付資料の関連順で皆様からご発言をお願いできればと思っております。まず、資料2で事件事例等について事務局より説明がありました。救急搬送事例等が挙がっておりますが、東京消防庁の岡本委員からお話しいただければ幸いに存じます。

○岡本委員 東京消防庁の岡本でございます。

東京消防庁におきましては、救急搬送のデータからこのような情報を出させていただいておるのですが、ちなみに、平成28年中に約77万7,000件の救急搬送がございました。その中で、このベランダの転落等の事故も含む都民生活にかかわる事故につきましては約13万2,000件の救急搬送が発生しております。その中で収集、分析等を行いまして、今回情報提供させていただいております。今回のテーマにおける子供のベランダからの転落防止のための手すりの安全対策に関してもこのような事件事例を幾つか出させていただいております。

我々としましても、ベランダを含む子供の事故防止に関しましては、「STOP！子ども事故」という冊子をつくり、またホームページにも出させていただいているんですが、そういうふうな啓発も含めて広報活動も行っております。

今後、子供の事故を含めて、都民の皆様が安全で安心を確保するためにも、皆様と協力しながら事故防止対策をより推進していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたしたいと思えます。

○越山会長 ありがとうございます。

それでは、医療機関ネットワークの受診事例も挙がっております。国民生活センターの仲野様、お願いいたします。

○仲野氏（鎌田委員代理） 仲野でございます。

資料でご紹介いただきました医療機関ネットワーク、初めてお聞きになる方もいらっしゃるかと思います。今載せていただいている例えば資料2の表で医療機関ネットワークの件数19件、これは全国の件数です。あまりにも少ない感じになってしまいますけれども、決して発生頻度をあらかずものではございません。医療機関ネットワークというのは、簡単に申しますと、消費者庁と国民生活センターが運営しているんですけれども、全国であまたある病院の中でたった30病院だけにご協力いただきまして、何か商品等に絡んだ事故だけがされたような方が運び込まれたりした場合には情報をいただけませんかということでご協力いただいている、本当に全国で起きているごくごく一部と考えていただければいいような件数でございます。たった30病院の中でもこれだけの件数が入ってきているということは、実はその他ヒヤリ・ハットも含めたら相当な数が起きているんじゃないかと考えております。

皆様、資料を読み込まれているかと思えますけれども、全体の資料のまとめと医療機関ネットワークの件数のまとめをちらっと比較してみました。やはり発生している年齢等は、医療機関ネットワークのデータを見ただけでも、2歳児が一番多いということです。19件発生している中で6件が2歳児で一番多くなっているのが特徴的だと思ったということ。

あとは階ですね。何階で発生しましたかというところが19件の中で全てわかっているわけではないんですけれども、わかっている13件の中で9件が2階で起きている。2階からの転落ということがわかっておりまして、これも東京消防庁様のデータとあわせてもやはり同じような傾向があるのかなと思っております。

○越山会長 ありがとうございます。

それでは、引き続きまして緑園こどもクリニック院長の山中委員にお話しいただければ幸いです。

○山中特別委員 子供の高所からの転落事例は、医療機関で診る場合、重症度が高い事例

が多いので救急病院で処置されています。私は小児科医ですが、小児科が診ることは少なく、脳外科とか整形外科とかが診る場合が多いと思います。医療機関を中心に事例を集めるとすると、やはり救急部門で集めると事例が集まると思います。

ニュースで皆さん方ご存じのように、一、二カ月に1人、つい最近もありましたが、高所から転落して子供が死亡しています。いつも同じニュースを聞いて、最後には「警察が詳しい状況を調べています。」それだけで終わり、同じことがくり返し起きています。今までこのように多職種の方が集まって検討する機会がなかったので、今回は非常に期待しております。

○越山会長 ありがとうございます。

それでは、先ほどもご紹介にございました子供の転落事故防止に関する研究をなさっております日本大学理工学部教授の八藤後先生からお話しいただければと思います。

○八藤後特別委員 日本大学の八藤後でございます。

私はもともと建築計画学というところからきていますけれども、住宅内の安全をテーマにさまざまなことをやっていますが、この研究をかなり集中的にやったのは今から10年ぐらい前のことになります。実際に幼稚園児に協力をしていただいたことになります。そのときにわかったことは、今では大体知れ渡っているんですけども、墜落する前に必ず何か足がかりとなるようなものが関与しているのではないかと。そういう仮説のもとに、どれくらいだったら足がかけられるのか。これは、思っていたより、かなりかけられることがわかりました。先ほどの品確法では650mmを超えれば足はかけられないだろうという前提でつくられているんですけども、700とか800とか幼稚園児で簡単に男の子も女の子もすっといってしまうことがわかりました。

あと、ベランダに載っかっているいろいろな物、それから2歳児以上になりますと家の中から椅子とか何かを持ち込むともされてしまいます。したがって、そういう状況でもなおかつ墜落を阻止するための方法というのは技術的に、例えばさっきの先端を傾げるとか高さの問題だとか、そういうつくり方もあると考えております。

それから、10年前には気がつかなかったというか、あまりなかった例ですけども、最近では、販売物件などを見ると明らかにわかるんです。マンションのベランダが充実してきたというか、前は1m以内ぐらいで、せいぜい洗濯物を干すぐらいのものしかなかったんですが、今はそここのところにテーブルとか椅子とか置いて、生活のアメニティーというもの強調して販売されるような物件も多く、また現実にそういうものがふえております。

事件事例でそれが直接つながっているかどうかは今まだ不明ですけれども、ただ、10年前に比べますとベランダに椅子とかテーブルとかさまざまな物がより多く置かれていることで事故を誘発する要因ではないかというふうには思っています。それが最近新しく気がついたことでございます。

またお話の中でいろいろ進めていければと思います。

○越山会長 どうもありがとうございます。

資料4でベランダの手すりの市場と商品の安全対策、それから資料5で法令・規格・基準等、事故防止の取組等について、先ほど事務局より説明がありました。関係事業者団体の委員の皆様からご意見をいただければと思います。

まず最初に、住宅部品の製造事業者の団体でありますリビングアメニティ協会から手すりユニット委員会委員長の市川委員がお越しいただいております。市川委員、よろしくお願ひします。

○市川特別委員 今し方いろいろ資料を見させていただいております。事前に配付していただいているので確認をしてきたんですけれども、やはり我々製造業の立場の人間からすると、実際このような事故が起きているという詳細に関しては、正直、初めて情報として得た形かと思っております。

ただ、我々諸団体といたしましてもホームページ、それから各製造メーカーにおいても、安全のために、手すりに乗ったり身を乗り出さない、落下の危険がありますよという文言、イラストを入れた取扱説明書を作成して啓発しているような事情であります。ただ、今し方いろいろご説明いただいた中において、非常にまだ知り得ぬところが多々ありましたので、これからまたいろいろ勉強していきたいと思ひました。

○越山会長 ありがとうございます。

続きまして、日本アルミ手摺工業会の久米委員、お願いいたします。

○久米特別委員 きょう初めてこのような席に出席させていただきました。これまで手摺工業会といいますと、安全・安心がテーマで発足した工業会ですが、これまで強度的な人的エネルギーがどのようなかわり合いがあつて、手すりはどの程度の力が必要なんだ。そういうような研究をしてきた工業会ですが、きょう出席しまして、先生の文献も事前に拝見させてもらいました。大変びっくりしました。650mmの足がかりというのはもう数十年前の基準なんですよね。当時から比べますと日本人も大分大きくなつていますし、あわせて幼児も随分大きくなつてきていると思うんですよね。そのあたりをもう一度見直すところ

も重要かなと痛切に感じております。

今後ともよろしく申し上げます。

○越山会長 ありがとうございます。

それでは、手すりの改装を手がける団体であります建築改装協会の高野委員にお越しいただいています。よろしく願いいたします。

○高野特別委員 改装協会の高野と申します。よろしく申し上げます。

いろいろ今お話を聞いて、ふだん手すりのことをいろいろ話し合っている団体ですけれども、これまでの法令関係、その辺で、10年前の事例と今の事例という内容が、例えば手すりの高さが1,100以上ないといけないとか、足がかりが650以上のところは大丈夫と。先ほど言われた、果たして今のお子さんと昔のお子さんの体力が違ってその辺を見直さなくちゃいけないのか。あと、実際の落下原因が室外機とか、物を置いての話なのか。その辺がいろいろ話をしてもわからないところがあったので、今後皆さんと一緒に勉強していろいろ発言していきたいと思っています。よろしく申し上げます。

○越山会長 ありがとうございます。

続きまして、優良住宅部品の認証基準を策定されておられますベターリビングの西本委員、お願いいたします。

○西本特別委員 ベターリビングの西本でございます。

私どもベターリビングでは、先ほど基準の概要をご説明いただきましたとおり、手すりに関しましては優良住宅部品の認定基準を持たせていただきまして、B L品というものを認定させていただいている団体でございます。このB L品に関しましては、製品の瑕疵、また損害賠償をカバーするB L保険も付与させていただいている制度でございまして、それに対応する基準をつくらせていただいているところです。

繰り返しになりますけれども、そういった中で基準を持って寸法関係のことも触れさせていただいているところ、きょういろいろご説明いただいている中、子供の転落の防止に向けて取り組んでいかななくてはいけない。そうした中、ベターリビングがこの基準としてというか、また製品開発を誘導していくとか、いろんな形でご協力させていただけることはあるのかな。これからいろいろ中身を勉強させていただきつつ今後とれる対応を考えていきたいとは思っておりますが、そうした形でご協力させていただければというふうに考えておるところでございます。よろしく願いいたします。

○越山会長 ありがとうございます。

続きまして、消費者の視点からということで公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会の釘宮委員、お願いいたします。

○釘宮委員 釘宮でございます。

今回のいろいろ事故の事例ですとか、そういったものを拝見しまして、このような転落事故が多く起こっていることを私も初めて知りました。何らかの対策をとれるようになればと思っております。

1つ、この資料につきまして質問などもさせていただいてよろしいのでしょうか。資料2になりますけれども、いろいろ事故の内容が個別に書いてあります。そこで、これが共同住宅なのか、あるいは戸建て住宅なのか。マンションの上階というような表現があるものもあるんですけれども、例えば2階といった場合には、これが戸建て住宅なのか、あるいは共同住宅なのか、いま一つはっきりしないところがございます。共同住宅における対策の立て方と、戸建ての住宅における対策の立て方は違う部分もあるように思いますので、何かそういうところがもう少しはっきりしてくるといいのではないかと思っております。

あと、事故情報データベースシステムも調べさせていただきましたところ、5～9歳の男子が意識不明の重体で、マンション6階から転落という情報が1件ございました。そういう事例もあったということでお伝えしておきたいと思います。

○越山会長 ありがとうございます。

今のご指摘、実は私も、今回さまざまな業界団体様からお越しいたできて、戸建て住宅での話なのか、集合住宅での話なのか。手すりといっても、その構造や施工条件だとかの要因もありますので、そのあたり、安全対策を考えていく上でこれから整理していかなければいけないと思ったりしております。

それでは、公益社団法人全国消費生活相談員協会の鈴木委員、お願いいたします。

○鈴木委員 鈴木でございます。

今回、資料を見させていただきまして、資料2について、消費者から見たときに、えっと思うようなことが結構ございました。

まず1つは、子供の事故の年齢は2歳が一番多い。やはりこれは活動し始めて運動能力が高くなってきている子供の、興味がすごく高くなってこのような事故が多いのかなと思いました。また、親とか大人が考える以上に知恵が働いている年代の子がこのような転落事故に遭っているのかなと、この資料を見てすごく思いました。

また、資料の19ページにもありますが、子供の転落直前の行動を誰も把握していないケ

ースが多いわけです。親の立場で見ると、それはどうしてなのかなと感じました。それと連動するのかわかりませんが、親としてはまだ2階から落ちても安全だと、何となく漠然とした感覚があってこのようなデータの的なものが出てきたのかななど。とても興味を抱きましたので、この協議会で、事故のない、何かいいものができたらいいなと思っております。

○越山会長 ありがとうございます。

先ほど子供の体力の変化があるんじゃないかというお話もありましたし、ちょうど2歳という着眼点で、その行動を大人がどの程度予測できるのかというご指摘もございました。このあたりは今後、人間工学的な視点や行動面などの検討の中で参考にさせていただければと思っております。

それから、私も先ほどちょっとご紹介させていただきましたが、子供の全ての生活環境を保護者が見守るというのは、完全にできることはないのかなと思っております。といっても、事故の直前の状況がわからないというのはまさに安全対策の検討上の重要なポイントでもあります。そういう環境を前提条件として考えていかなければいけない側面はありますので、今の部分も含めさせていただいて、今後の課題の一つとして考えていければいいと思います。

それでは、子育て支援に取り組まれておられますNPO法人子育てひろば全国連絡協議会の松田委員、お願いいたします。

○松田特別委員 子育てひろばの全国ネットワークをしています松田です。

地域子育て支援拠点事業という国の事業で、8,000カ所ぐらい全国に広がっている事業で、特に妊娠中から産後直後ぐらいがメインユーザーのひろばです。先ほど越山会長から強く言ってくくださったように、保護者が見ていなかったというところからスタートするとなかなか変化は起こりにくいと感じていますが、先ほど鈴木委員からもお話があったように、どうしてこういう状況が起きてしまったんだろうかと皆さん思われると思います。

ひろば連協での調査ではあるんですが、利用者さんのアンケートでは7割以上が自分が生まれ育ったまちで子育てしていないんです。「アウェイ育児」と名づけているんですが、皆さん、どこか新しい環境で、自分のことを支えてくれる人がいないところからスタートして子育てされている状況です。

それから、これは全国調査のうちのある自治体での調査ですけれども、自分の子供が生まれる前に子供を抱っこしたことがあったり、お世話したことがある経験は、もうほとん

どの方がありません。4人に3人は自分の子供が初めてかかわる子供であるというところでは、特に0、1、2歳のところではイメージがないまま子育てをされている状況です。

また、2歳が一番多かったというところでも私たちもすごく実感するんですけども、ちょうど兄弟児が生まれる時期でもあって、2人目が始まる。また新しい経験が始まる時期でもあったりして、さまざまな状況の中で子供を見ているなというのが実感です。皆さんもよくご存じのように、主に母親が日中子育てをしています。お父さんはなかなか帰ってこれない。今ワンオペ育児という言葉もありますけれども、ほぼ子育てが母親に加重がかかっている状況としてはあります。もちろんイクメンとかの話はあるんですけども、そういう状況の中なので、越山先生がおっしゃったように、親がたとえ見ていなくても事故が起こらない環境を全国でいろいろな立場でつくっていかなくちゃいけないといつも感じています。きょうは業界の皆様が来てくださって、これから何かできないかと言っていたにしていることにとっても感謝いたします。

どうしてもベランダというのは自分で選んで取りついたり取りかえたりという発想がない部分でもありますし、子育て期は、先ほども言ったように、引っ越すことがとても多いんですね。建てかえたり引っ越したりというタイミングでもありますので、そこについて私たちがもう一度意識を持つことはすごく貴重な機会かなと思います。

また、東京は高層階に住むこともふえてきましたので、昔のように縁側から落ちてたんこぶというわけにはもういなくなっている状況で、何かその部分を新たに環境づくりのところに加えていけたらいいなと思います。

それから、遊びの経験も、発達だけでなく、子供の運動能力ももしかすると、伸び伸びとできない分、身体能力も何かかわりがあるのかなと感じています。子供の発達はもちろん昔から変わりはないんですけども、そのスピードであったり。逆に早過ぎる、先回りする子育てで、まだ立てないのに立たそうとしたりということも起こっていますので、昔に比べてスピードは速いんですけども、経験や力のところはまだバランスがとれていないことが現場のほうで起きていると感じています。

○越山会長 ありがとうございます。

続きまして、子供目線を持った安全で良質な商品の開発、推奨を行っておられますキッズデザイン協議会の杉山委員、お願いいたします。

○杉山特別委員 キッズデザイン協議会の杉山です。よろしくをお願いいたします。

私どもキッズデザイン協会は、子供の安全性の向上や健やかな成長、発達につながる社

会環境をつくっていかうということで、さまざまな企業や自治体や団体さんの業種を超えて集うNPO法人です。その中で一番メインとして事業を展開しているのが、先ほど事例の中にも出てまいりましたけれども、キッズデザイン賞という表彰事業をさせていただいております。キッズデザインといっても、子供向けのベビー用品や日用品だけではなくて、子供が生活する上で接触する可能性のある住宅環境であったり、家電や社会インフラまで広く対象にしてキッズデザインと言わせていただいております。

さらに、デザインという言葉も、単に見た目の意匠だけではなくて、社会の制度だったり、企業の中のいろいろな取組だったり、ビジネスモデルといったものまで含めて広い意味でのデザインを対象にさせていただいております。

そんな中で、今回かかわるところで、これまで11回キッズデザイン賞をやらせていただいているんですけども、手すりというカテゴリーでいうと受賞作品がたしか2件ほどしかございません。住宅の什器では、サッシとかドアといったところでは指挟みの防止ですとか、開閉のし過ぎによる転落を制御する工夫で受賞されているものはあるんですけども、これまでのところでは手すりを受賞されているところの件数は少ないかなと。

協議会の中で安全性についても研究会的なことをやらせていただいているんですけども、その中で安全性のガイドラインみたいなものを協議会のメンバーの中でつくっております。そこでよく出る話としては、今回のベランダのように、一つの製品だけではなくて、いろんな製品が複合的に絡み合っただけで事故の要因になっているということで、複合要因による事故みたいな言い方を私どもはしています。そういった中で、今回のようにさまざまなお立場の方がここに集まって検討するというので、一つの製品だけではできない何か新しい道筋が見つかればいいかなと思っております。

○越山会長 ありがとうございます。

それでは、引き続きまして製品安全の研究に取り組んでおられます国立研究開発法人産業技術総合研究所の西田委員、お願いいたします。

○西田委員 産総研の西田と申します。よろしく申し上げます。

このベランダからの転落は、ずっと継続して起きているというか、どんな対策、注意喚起をしてもほとんど減っていない。一定値でずっと。消防庁さんのデータだと昨年度は少なかったような感じですけども、恐らく統計的にはゆらぎのレベルじゃないかと思っています。ずっと減っていない現状があるかなと思います。つまり、実効性ある対策はなかなかとられていないということなので、ぜひこの委員会で実効性がある対策を出す。しか

も東京の場合には高層ビルがやはり一番多いので、この問題は本当に都民の問題だと感じています。

ニューヨークでは70年代にChildren can't flyという有名なプロジェクトがあって、窓から落ちないようにしようと、ウインドーガードを義務づけることで7割ぐらい減らした実績を出したことがあるんですけども、ベランダではそういうのはまだ成功していません。なので、ぜひ子供が登りにくい、CRつき手すりとは言いませぬけれども、そういうことをきちんと子供の人間行動学をやってデザインの方で防ぐようなところに持っていけると、日本のものづくりを非常に強化することにもつながりますし、子供の安全という意味でも実効性が上げられるということで、ぜひアウトプットに期待したいと思っています。

○越山会長 ありがとうございます。

本日は以上の委員の皆様以外に関係者の方にお越しいただいております。住宅生産団体連合会の篠崎様にお越しいただいておりますので、住宅を提供する事業者団体のお立場から、ベランダからの子供の転落事故についてご意見等がございましたらお願いいたします。

○篠崎氏 住宅生産団体連合会の篠崎と申します。

今、越山会長からお話があったように、住宅をつかって提供する立場として出させていただいております。私、資料1を見まして、我々、低層住宅を主に供給する立場として、2階からの転落が圧倒的に多いということで、やはり我々住団連の扱っている商品と申しますか、高層マンションでなくて低層で力を入れていかなきゃいけないんだろうと感じています。

それから、手すりの種類も今非常に多種にわたっています。手すりというか、腰壁ですね。デザイン上とか、風を通すとか、そういう意味ではかえって足がかりがあるような商品もたくさん多様になっております。資料にありましたけれども、そういうふうになっております。一方で、基準が資料1にもありましたように、1,100以上という基準と、品確法上ではもうちょっと細かい規定があるんですけども、性能表示を使っている住宅は20%ちょっとにすぎませんので、そういったところをもっとふやしていくことも必要なのではないかと。

住宅を供給するといいますと、当然、新築という観点と、最近ではリフォームでバルコニーを設置する等もあると思うんですね。そういった観点からも、ホームセンターとか工務店さんを含めてどういう注意喚起をしていくか、そういったことも要るのではないかな。

我々の簡単な取組を1つご紹介しますと、冒頭に越山会長が言われたように、法律を守ってればいいということではなくて、お引き渡しのおきにお客様にお渡しするリビングマニュアルというような冊子があるんです。一例ですけれども、そこに、安全にお住まいいただくためにという中に目立つような警告的に、ベランダに物を置かないとか、お子様が登らないように気をつけてくださいといった注意喚起はしているんですけれども、それに加えて何か住宅を供給する側としてできることがないか一緒に考えていきたいと思えます。

○越山会長 ありがとうございます。

第1回にもかかわらず、いろいろご意見をいただきまして大変ありがとうございます。産業界の皆様からいろいろお話をお伺いして1つ思ったことは、集合住宅であれ、戸建て住宅であれ、一般的な商品を購入するという単純な消費行動のモデルで考えるには無理がありそうに思われます。今回の案件については、10年、20年とお住まいになってベランダの状況がどう変わっていくのか、生活環境の様式がどう変わっていくか、その途中でエアコン工事などの修理や保全の要素が入ってくると考えられます。そのため、それらの各種の要因の実態をいろいろ調べていかなければいけないということが1つわかってきたかと思えます。

本件については、この後にアンケート調査によっても、それら実態がいろいろ明らかになってくと思われます。そして、そういう住宅環境の中にあっても、何でそういう事故が起きてしまうのか、何で危険な状況が発生してしまうのか、保護者の皆様の手すりの高さや構造への意識の面を含め実態を把握して行ければと思えます。お子さんがどんどん成長していく過程で保護者の注意や配慮をどう変えていかなければならないかという点です。集合住宅の多様化もあり、いろいろな見方で安全管理も必要となってくと思われます。現時点では、なかなか詳細な方向性は見えない部分はありますが、これから少しずつ明らかにしていければと思っております。

それでは、今いただいたご意見について事務局で論点整理をしていただいて、次の協議会で引き続きご検討いただけるように準備させていただければと思っております。まだ委員の皆様におかれましてはご意見を言い足りない部分はおありかと思えますけれども、ここでは時間の関係もありますので、その次の議事の2に入らせていただければと思っております。その後でまた全体を通してご意見をいただく時間をおとりさせていただいております。

それでは、議事の（２）に入りたいと思います。まず、資料６と資料７について事務局から説明をお願いいたします。

○安全担当 それでは、ベランダの手すりに関するアンケート調査（案）と手すりに関する実験（案）についてご説明いたします。

資料６をごらんください。本調査は、家庭のベランダについて、使用実態と危害やヒヤリ・ハット経験事例を調査、収集し、東京都商品等安全対策協議会で協議する際の参考資料とすることを目的としています。

調査地域と調査対象者は、東京都に居住し、１歳から12歳までの子供を育てている男女1,000人以上とします。

調査方法は、ウェブを利用したインターネットアンケート調査を行います。

調査項目の大枠は、ベランダでの子供の危害、ヒヤリ・ハット経験、ベランダの使用の実態、子供のベランダからの転落事故の認知度、実施している安全対策、そのほか協議会でアンケート調査が必要とされた事項となります。

では、調査（案）の設問について要点を絞ってご説明します。資料６の２ページをごらんください。

初めに、子供がベランダから転落した、転落しそうになった、ヒヤリ・ハットした経験についての質問となります。経験時の子供の年齢、子供の性別についての質問の後、２ページの問３から問13まで、ヒヤリ・ハット経験時のベランダの状況について、階数や手すりのデザインのタイプ、ふだんベランダに何を置いていたか、ベランダをどんなことに使用したかをお聞きします。

５ページの問14から６ページにかけては、ヒヤリ・ハット経験したときの子供の行動について段階的に聞いております。その行動をとったきっかけ、そのときベランダで何をしていたか、どうやってベランダに出たかについてお聞きします。その後、問19では、記述式で経験時の様子をできるだけ詳しく回答していただきます。

７ページをごらんください。その後、問20と問21で、ヒヤリ・ハット経験の原因を何と考えるか、その経験についてどこかに報告したかをお聞きします。

７ページの問22から８ページの問31まで、ベランダの使用状況、ベランダに関する状況をできるだけ多く把握したいと考えておきまして、ヒヤリ・ハットの経験をしていない人、ヒヤリ・ハットの経験当時と住まいがかわっている人に対して、現在住んでいる住まいのベランダについてもう一度お聞きしています。

8 ページの間32から子供のベランダからの転落事故に関する認識、事故防止のために実施していることについてお聞きします。

9 ページ、最後に、ベランダからの子供の転落事故について感じていることや考えていること、不安や疑問、メーカー等への要望について記述式で回答していただきます。

アンケート調査（案）についてのご説明は以上でございます。

続きまして、ベランダの手すりに関する実験の案についてご説明いたします。資料7をごらんください。

本実験は、子供が手すりを乗り越える行為に対する手すりの形状による抑止効果の検証を行いたいと考えております。

調査の実施機関は、西田副会長が所属される国立研究開発法人産業技術総合研究所にご協力をいただき、実施したいと考えております。

実験内容は、手すりの上部及び足がかりになる部分の条件を変えて、子供が自分の力で体を持ち上げられるか計測したいと考えています。子供が自分の力で体を持ち上げられなければ、手すりの乗り越えの抑止効果があると考えます。実験は、手すりの上部や足がかりの部分の条件を変えて、実験用に作成した手すりを使った子供のモニター実験を考えております。子供の年齢は、事故事例の分析結果から、2歳、4歳、6歳の3年齢とし、各7人を行いたいと考えております。

手すりの条件ですが、手すりの太さは太いもので直径10cm、細いもので直径6cmの2条件とし、形状はどちらも円柱形を考えております。手すりの上部の位置ですけれども、垂直（真上）の位置と、垂直から手前に15cmの位置とする2条件を考えております。手すりの足がかりの部分の条件は、幅は25mmで固定とし、高さは、高いほうは床面から650mm、低いほうは床面から300mm、さらに足がかりなしの3種類とし、設置の方法は水平と45度傾斜させた2種類を考えております。裏面に参考図をお示ししております。

実験の案については以上でございます。

○越山会長 ありがとうございます。

ただいまご説明いただきましたアンケート調査（案）と実験（案）は、今後ご議論いただいた後、事務局のほうで進めることとなりますので、何かご意見がありましたらこの場で頂戴したいと思っております。

まず、アンケート調査（案）についてのお話です。最初に確認させていただきたいのですが、本日ご意見等をいただいて、その後、書面等で補足のご意見等を受け、次回の会議

の前までに全部一応終わっているというようなイメージでいいでしょうか。

○安全担当 はい。アンケート調査の結果について第2回の協議会でご報告したいと考えております。

○越山会長 わかりました。第2回というのは9月……。

○安全担当 予定では10月下旬ごろを考えております。

○越山会長 というのは、アンケート調査は9月、10月ぐらいにおやりになるようなイメージでいいですか。

○安全担当 これからのスケジュールとしては、協議会が終わった後、ご意見を反映させたものを8月下旬ごろから9月にかけて実施する予定です。

○越山会長 わかりました。このアンケート調査に関しましては、毎回、事務局のほうで用意させていただいていますが、専門家の事業者の皆様から見てお気づきの点もあらうと思いますし、この聞き方だとよくわからないのではとか、誤解を受けやすいねというようなご指摘をいただければ幸いに存じます。

大変恐縮ですけれども、1点、その前に質問させていただければと思います。このアンケート調査の3ページの間8にベランダのいろいろな種類が書いてありますけれども、私のイメージだと、人がそのベランダに入って洗濯物を干したり、物を置いたりするベランダのイメージを持っていたのですが、中には古い2階建ての住宅で、人が乗れないで、窓側に簡単な枠のように取り付けるタイプのものがあって、花瓶みたいなものを置いておく程度のももあるように思いますが、そういうものはここに入るんですか。

○安全担当 今回のアンケートでは、人が入れるベランダを想定しています。花を置く台だけとか、そういうことは想定していません。

○越山会長 想定していないということですね。わかりました。申しわけありませんでした。

○安全担当 アンケートでは、回答者の方にちゃんとわかるように説明させていただきたいと思います。

○越山会長 それでは、まず最初に、アンケート調査の案についていろいろお気づきの点もおありかと思っておりますけれども、ぜひご助言等いただければ幸いに存じます。

○鈴木委員 問1ですけれども、括弧書きでお子様全員の経験のうち最も重い事例についてお答えくださいと書いてあるんですが、このアンケートは1つの事例に1つのみの回答になるんですか。

○安全担当 アンケート調査で、複数お子様がいらっしゃったり複数の経験がある方については、そのうち最も重い1つの事例について回答していただきます。1人の回答者が1つの回答になります。

○鈴木委員 もう1点気になったのが、ベランダに1人でいたのか、2人でいたのかという質問は入れないですか。なぜならば、子供というのは1人より2人で知恵が働いている色々なことを行動するんです。そういう質問がどこかに入っていないような気がしましたのでちょっと気になったんですが、どうでしょうか。

○安全担当 ヒヤリ・ハットのときの状況としては6ページの間18で、お子様が転落した、転落しそうになった、ヒヤリ・ハット経験をしたとき誰かそばにいましたかということで、親、祖父母、兄弟姉妹、子供本人だけということで、そのとき誰かといたかというのはこの質問ですけれども、これ以外で子供同士とかお友達、そういうこともあるんじゃないかと。

○鈴木委員 そうですね。ちょっとあるかなと思ったんです。間18はヒヤリ・ハットの部分ですよ。間1とか間2のほうは事故が起きた経験……。同じですかね。わかりました。

○八藤後特別委員 本質的なところで意見を述べたいと思います。この調査の目的は、実態調査が目的なのか、あるいは手すりを今後どのように改善していくといいのか、そういう示唆をもらうためのものなのか。もし後者だったとすると、回答の中で、ヒヤリ・ハットはありません、事故の経験ありませんという、大部分の回答はそれで終わってしまって、1,000人のうちの相当数が無駄になってしまう可能性があります。その場合、これはスクリーニングと調査会社は多分言っていると思いますけれども、そういう経験がある人だけを1,000人選ぶことは全く可能なのではないかと思います。ちょっと技術的な話になりますが。

ということで、まず1点ですが、その調査はどこに目的、重点を置くのかということで意見を申し上げましたが、いかがでしょうか。

○安全担当 今回のアンケートの対象者は、経験の有無にかかわらず、1歳から12歳までの子供を育てている男女で、この段階では事故、ヒヤリ・ハットの経験があるかどうかはまだわからないところで、その1,000人の方たちの中から危害ですとかヒヤリ・ハットの経験をしている方に回答していただくということで、2つの目的があります。危害、危険、ヒヤリ・ハットを経験したときのベランダはどういう形状、デザインのものでしたか、どういう使い方をしていましたか、そのときベランダの出入り口については施錠していまし

たか、そういった危害やヒヤリ・ハットを経験したベランダの状況についてお聞きする。
さらに、そのときの子供さんがどういった行動をしていたか、ベランダに出たきっかけは
どういうことだったのか、そういうことを……

○八藤後特別委員 ちょっと遮ってしまって申しわけないんですが、よろしいでしょうか。
言い方が悪くて申しわけありません。私は、後者のように今後、起きた場合にどういう状
況だったのか聞くというのを重点に置いて、それ以外のところはむしろなくしてしまうぐ
らいでもいいのではないかと。そういうご提案をしたわけでございます。

○生活安全課長 ご提案いただいてありがとうございます。今アンケート調査の9ページ、
一番最後の問35で、ベランダの安全対策について感じる事、考えている事、メーカー
さん、行政への要望など意見を伺えるものを用意しています。どの程度まで特化するかと
いうご提案ですので、私どものほうで検討させていただきたいと思っております。

○越山会長 私もできるだけ有効なデータをたくさん集めたほうがいいと思います。実際
に事故をご経験されたご家庭だとか、その可能性が非常に高いご家庭をピックアップする
ことができれば一番いいと私も思いますが、可能なんでしょうか。

○八藤後特別委員 どの調査会社に頼むのかわからないんですけども、私の経験では可
能だと思います。

○越山会長 実際に事故を経験した、新聞記事でこのご家庭で事故があったとか、そうい
う情報など、情報収集制度の中で住所だとか連絡先が追えるようなものをうまくピックア
ップして絞り込んでいくということですか。

○八藤後特別委員 技術的な話をここでするのは適切じゃないかもしれませんが、調査会
社では最初にスクリーニングというのがありまして、何十万人という対象者の中からいろ
いろな質問を随時いくつも投げかけているのです。その中に日常生活のたわいもない、何
のお菓子を食べているかとか、いろんな質問の中に、例えばベランダでこういう経験があ
りますかみたいなのがまざって何十万人に対して出しているんですね。それでひっかかっ
たものについて、その人たちを対象としています。そういうのをスクリーニングと言うの
だそうですけれども、それで対象者を絞ることは技術的には全く可能だと私は思っていま
す。

○越山会長 わかりました。ありがとうございます。確かにそうですね。そういうことを
聞きますものね。という方法は今回可能なのかどうかということは今回回答できますか。

○安全担当 今回のアンケートについては、事故やヒヤリ・ハットを経験をしている人だ

けでなく、広くベランダがどういう使われ方をしているか、事故の経験、ヒヤリ・ハットの経験があるなしにかかわらず、子供さんをベランダで遊ばせていますか、ベランダにどういったものを置いていますかという通常の使い方、どういったベランダの使用実態が多いか、そういったこともお聞きしたいと考えております。ヒヤリ・ハットの経験がない方でも通常の使用実態についてお聞きする内容になっています。

○越山会長 それは、先生が言われた前者のお話で、要は、そういうヒヤリ・ハットとか事故の経験はないけれども、ふだんから子供がいる。どういうベランダの使用環境で使われているか、そういう実態も聞いてやろう。そういう部分もあるということですね。

○安全担当 はい。

○越山会長 ほかに何かございますでしょうか。まだいろいろご意見があろうかと。

○釘宮委員 問8ですけれども、ベランダの手すりのタイプは、絵ですとか図を示してその中から選ぶ方式をとられるということではよろしいでしょうか。

○安全担当 この資料には載せられなかったんですけれども、四角で囲っているとおりで、ウェブアンケートの画面では、こういった言葉の羅列ではなくて、実際の図を示しながら、段階的に腰壁の高さ、手すり面構成材の種類、腰壁の種類を選択する方法でわかりやすく選択していただけるような画面の工夫をしたいと考えております。

○越山会長 4ページに、「ベランダにいつもどのようなものがありましたか」と書いてあります。「いつもどのようなものがありましたか」というのは、要は、10年、20年お住まいになっている方は、以前ここに犬小屋があったとか、以前ここにエアコンがあったとか、そういうのをまとめて全部情報収集してしまおうということですか。それとも今現在なのか。そのあたりはどのような絞り方なのでしょう。

○安全担当 問題の構成がわかりにくくて、すみません。いつものアンケートは、最初にいろいろ一般的なことをお聞きしてから、危害、危険、ヒヤリ・ハットの経験をお聞きしているんですけれども、今回のアンケートは、最初に2ページから6ページまでが危害、危険、ヒヤリ・ハットの経験についてお聞きするというので、そのときのベランダの使い方はどうでしたかということで、4ページの間9とか問10についても過去形で、ベランダはその当時ふだん何に使って使っていたかという質問になっています。そのときのベランダと今の使われている状況とか、ベランダがかわっていないという方はこの問いだけで状況を把握できるのですけれども、例えば昔住んでいたところと今の住まいが替わってしまふという方については、お手数ですけれども、現状のベランダについても再度お聞きする

構成になっています。

○消費生活部長 先ほどの八藤後先生からのご指摘の件ですが、私どもとしても、東京都の調査でございまして、都在住という要件で基本的にスクリーニングをかけなければいけないことが1つございます。モニター数の関係で技術的にできるかなど、いろいろ課題もあるようです。その辺を含めて検討させていただいて、先生のおっしゃるとおりに行えるかどうか、やや難しいという感じもしているのですが、いずれにしても、できるだけ都民の意見を幅広く取り入れるように工夫できるものは工夫していきたい、考えていきたいと思います。

○越山会長 ベランダの広さとか聞かなくてもよろしいですか。

○安全担当 奥行きですね。先ほど安全対策の提案の中にも、物を置くときはベランダの柵から何cm以上離すとか、そういった安全対策のご提案もある中で、ベランダの奥行きについて、図がなくて申しわけありません。3ページ問7で「ベランダの概ねの奥行きについて教えてください」ということでお聞きしています。

○西本特別委員 同じ問7の奥行きのところですが、どんな因果関係が出てくるか全くわからない中での話ですけれども、建築基準法上の床面積の算入、バルコニーの算入のところ、2m以上になってくると床面積に算入してくる関係がございます。ここで細かいことは申し上げませんが、実は手すりの高さとの関係も出てくるんですね。そうした場合に、ここまで細かく聞かれるのであれば、2m以上というところで切られてはどうかと思います。

○安全担当 ありがとうございます。参考にさせていただきます。

○越山会長 エアコンがあった場合、エアコンとベランダの距離みたいなものはかかってくださいとかいうことは聞かないんですか。ここにベランダにあるいろんなものがいっぱい書いてあるんですけれども、バケツだとか古新聞というのは、きょうはそこにあっただけけれども、あしたは違うところにある場合もありそうですよね。事務局では、バケツの上に乗ってというイメージじゃなくて、実際に子供が乗り越えようと思ったら、バケツを裏返しにして、わざわざ自分で持ってきて乗り越えてしまうんじゃないかとか、そこまで考えてバケツという言葉が入っているととれます。ただ、ここは割り切ってしまうと固定物とか、エアコンみたいな普通に簡単に乗り越える足場に使ってしまいそうだというものを仮定しておいて、ピンポイントでその部分を明快に詳細に聞くという手のほうがいいのかと思うたりしておる次第です。これは後でお考えいただければと思います。

○安全担当 エアコンの室外機の置き方について、5 ページの間13で、「エアコンの室外機の置き方についてお聞かせください」というところで、手すりから60cm未満とか、手すりから60cm以上という選択肢を設けているんですけれども、もうちょっと詳しい聞き方をしたほうがいいというご意見だと思うので、検討いたします。

○越山会長 できるだけ詳しいデータがあるといいかなと思ったので。

その次の実験調査のほうにとりあえず入らせてもらえればと思いますが、よろしいでしょうか。申しわけありません。

それでは、資料7の手すりの実験を計画しておりますので、まず最初に、この実験は産総研さんで実施予定と書いてあります。何か補足とかございますか。

○西田委員 今回この実験をしてみて、何かすぐ基準になるようなデータまでは出せないのかなと思っているんです。どういうデザイン上の工夫ができるか、そのヒントになるようなところが出せるとその後また深掘り研究につながっていくので、そういう目的のためにするのかと思っています。人数もそんなに多くなくて、2歳、4歳、6歳で7人ずつぐらいでやってみたいと思っています。これぐらいだと保育所の協力がいただけると比較的短期間で実施できるんじゃないかと。今回かなり時間の制約がありますので、これぐらいの規模で調べてみたいということです。データに関してはいろんなのが出てくると思うんですけれども、それですぐ何かガイドラインとかなんとかというものではないんじゃないかと思っています。

○八藤後特別委員 この実験、ちょっとご提案もさせていただいたんですが、実際のきょうの事例にもありましたように、内側に少し頂部を傾ける。これが非常に効果があるのではないかと申し上げたのも具現化していただいて大変ありがたいと思っております。

ただ、15cm出っ張っているのがあるんですが、ここに業界の方もいらっしゃるのでわかりだと思えます。あんな狭いところに15cmも手前に出っ張ったものをつくるとあまり受け入れられないのではないかと思うんです。私は、仮説ですけれども、手すりの直径ぐらい、4cmぐらい手前に傾げるだけでも効果絶大ではないのかなという感触を持っております。ということで、いきなりゼロか15cmかではなくて、その間を何段階かでやっていただく。できれば、出っ張りが最小、少なくとも乗り越えを阻止できる部分があるんじゃないかということで、それを見きわめていただくとうれしい。

もう1つ、太い10cm、細い6cmというのがあるんです。10cmというのは確かに持ちにくいですが、手すりの形状としては、つかむというよりは、上に台のようにあるもの

のイメージだと思うので、むしろ6 cmですと把持することができますから、それが一番手すりにとっては乗り越えやすい条件ですね。10cmよりも絶対に6 cmのほうがつかみやすいわけですから、乗り越えやすい。そういう悪いほうの条件だけ実施すれば、10cmのほうは要らないのではないのかとも思いました。ちょっと細かいことで申しわけないんですけども、以上でございます。

○越山会長 業界の皆様、いかがでしょうか。

○久米特別委員 先生が10年前につくられたというせっかくの文献を見させていただいて、これは既に実験された結果出されたと思うんですね。今回650で、今までの基準でそのままやるというお考えですよ。できれば800から900が望ましいと結論のような形で書かれているので、できたら適切な足がかりの高さは本当に幾つなんだろう。せっかく実験されるのであれば、それもぜひのせていただいたほうがいいのではないかという気もするんですけども、そのあたりはいかがでしょう。

○八藤後特別委員 その辺はこの実験計画では足がかり部分ということで、高いとか低いとかあって、今のご意見では650よりもっと高いのがあってもいいんじゃないのかということで、これは検討に値すると思いますが、私は今それがあつたほうがいいと断言できないんです。実は650のままでも、多少傾けることによってかなり阻止できるのではないかという気持ちがあります。それで650を超えるものについてさほどこだわっていないというのがありますが、あまり実験項目が多くなりますと費用も被験者の負担も大きくなりますので、その辺はまた実施されるほうでお考えいただければと、私はそのぐらいの感じでございます。

○久米特別委員 ありがとうございます。

もう1点あるんですが、てっぺんの持つところがΦ100mmですね。通常、手すりという縦格子が実際ついているんです。子供さんが上まで手に持つ場合もあるだろうけど、格子を持って登ることもあり得るんですね。ですから、上にそんなにこだわる必要はないんじゃないかな。ただ、傾くことは大事なことかと思うんですが、上の持つものにはそうこだわる必要はないかなと思います。

○八藤後特別委員 ということで、6 cm 1つでいいんじゃないかな。そういうことでございます。

○久米特別委員 同感です。すみません。

○鈴木委員 7人の男女比はどうなるんですか。7人という奇数なので。

○西田委員 今のところ男女比はそれほど気にしてはいないんですけども。

○鈴木委員 男の子のほうが事故率が高かったかなと思ったので。

○西田委員 そうですね。だから、募集をしてみて、それで決めてみようかと思っているんですけども、できるだけ回数になるような配慮はできるかなと思います。

○鈴木委員 わかりました。ありがとうございます。

○市川特別委員 リビングアメニティの市川です。

手すりの試験体ですが、足がかりのところは横につけて、真ん中には何にもないという状況ですか。格子も何もない状況ですか。

○西田委員 そうですね。

○市川特別委員 これはあくまでも足がかかった状況で登れるかどうかということだけを実験していこうということによろしいのですか。

○西田委員 そうですね。そういう趣旨になります。いろんなことをやってみたいんですけども、それにはかなり時間がかかると思うので、まずこれを足がかりにしてやりたい。できたら、僕の希望ですけども、いい結果が出た後は、業界の取組として深掘り研究を一緒にというか、連携してさせていただければいいのかなと思います。

先ほどの上の太いものも抑止効果があるのではないかということを入れる案だったんじゃないかと思うんです。飛び出させるのとプラス太い。そういうのがデザイン上あり得るのかどうかよくわからないんですけども、飛び出させる以外に上の工夫で何か抑止効果につながるならということで項目として入れてあるものだと思います。我々としては減るほうがいいのももちろんいいんですけども、1つ、飛び出る以外の工夫ができるかどうかで入れているんじゃないかと思います。

○市川特別委員 弊社はキッズデザイン賞を頂いた会社ですが、子供を実際に登らせた実験の中では、指の第2関節までかかると子供は登ってしまうんです。側面に滑りが多少あったとしても手がかかった状況では登ってしまう。笠木が10cmというのは子供の手ではつかめない大きさなので、そういう意味では有効なのかなと思いました。意外と子供の場合、身軽なため、ちょっとでも手がかかれば登れてしまいます。これは男の子でも女の子でも同じでした。

実験を行ったときにこの様な結果があり、この状況で行えば登れないと思います。要は、笠木と下弦材の間が何もないので、下弦材から、手の力だけで上がらなければ子供は上がれないのです。ここに足がかかるものがないから登れないと思います。あくまでも今回は

初期の考え方で、本来、手すりというのは格子があったり、ガラスがあったり、パネルがあったり、いろいろなものが中に入っている。逆に言うと、それが入っているがゆえに足がかかり、結果的に登れてしまうということだと思います。

いろいろなパターンをこれからご検討されると思いますが、ぜひ実施していただければと思っております。

○八藤後特別委員 見落としました。私、これ、てっきりパネルか縦格子があるんだと思っていました。ということは、実験では鉄棒に登るみたいな感じになるわけですね。

○市川特別委員 そうだと思います。

○八藤後特別委員 それだとほとんど登れないと思いますので、何かベニヤ板でも——ベニヤはささくれて危険ですけども、パネル状のものか縦手すり状のものはあって、そこに足がかけられる状況はつくったほうがいいんじゃないのかなと思いました。

○市川特別委員 弊社はパネルで行ったのですが、パネルでも登れてしまいます。本来、パネルだから足がかからないのですが、ただ、足が滑らないと、お猿さんみたいに登ってしまいました。枠内に何もないと絶対登れないのはわかるのですけれど。

○八藤後特別委員 さっきから言っているのは、そういう越えやすい条件にしてしまう。それでできなかつたら、手前に置いたとか、足がかりの位置が違ふとかいう効果が出たんだということをもまずは検証すればいいんじゃないのかと思っております。

○安全担当 今回実験するのにはパネルのタイプを想定しておりまして、足がかりの幅として25mmと（3）のところにお示ししています。

○釘宮委員 この実験の中で実現すべきことかどうかわからないんですけども、エアコンの室外機が足がかりになって乗り越えてしまいやすくなるという現象がどうもあるようです。手すりからどのぐらい離れていたら大丈夫なのかが、この協議会の中で明確になればと思うのですが、そのあたりはお願いすることが可能でしょうか。

○八藤後特別委員 10年前のものでそれをやっておりまして、幼稚園児ぐらいの話ですけども、大体600ぐらい離しておけばほぼ阻止できるだろうというようなことはちょっとやっておりますので一応申し上げておきます。

○西田委員 今、八藤後先生のされたデータがかなり詳細に出ていまして、どれだけ離すとどうだというデータがあるので、こちらでもそのデータを使うといいかなと思っております。今回は、どちらかというところだと柵だけに注目をするところにとどめておくのがいいかなと思っております。それで八藤後先生の資料と併用すると、60cmというのは変わらないと

思うんですけども、到達のリスクが相当減らせますということは言えるのかなと思います。

○生活安全課長 今、西田先生からお話がありましたけれども、八藤後先生のされたデータにつきましては資料3の11ページに、ベランダに物を置く場合の手すりからの離し方等はございます。今お話があったように、そういうのをまた深追いしていくところはあるかと思いますが、一応ここにご提供いただいておりますので、よろしく願いいたします。

○越山会長 申しわけございません。司会の不手際で時間がオーバーしておりますので、まだいろいろご意見はあろうかと思いますが、今後の進行等も含めまして先に進めさせていただければと思います。

アンケート調査の方法案とその実験案については、今後いただいたご意見を踏まえた上で事務局でアンケート調査と実験を実施していくこととなります。ただ、これでもうご意見等を締め切っているわけではございませんので、来週の8日までにご意見、ご指摘、また修正したほうがいいところがございましたら、いただければと思っております。

なお、実験の詳細については、実験実施前に説明会を予定しております。日時等については事務局から皆様にご連絡させていただきます。これは公開実験ではなくて、説明会です。

それから、次回の協議会ではアンケート調査と事故再現実験の結果について事務局から報告が予定されています。

ここで今後のスケジュールという段階に入りますが、どうしてもここだけはどういうような全体を通したご意見がございましたら、お願いします。

○山中特別委員 この会の初めにお願いしておきたいんですが、今回、東京消防庁から写真が提供されていますね。東京消防庁は現場に行つて、警察が来る前だと現場の写真を撮って保存していらっしゃる。こういう情報があるけれども、多分、業界団体とか一般の人がこういう写真を見る機会はずがないんですね。実際に起きた現場の情報ですので、非常に貴重なデータだと思います。

重症度が高い事例では必ず警察が入つて、特に死亡例の場合は警察が現場に行つて、細かい現場の実況検分をして調書をつくっているんです。それは非常に貴重なデータなんですけれども、残念ながら我々は見ることができないんですね。何事もきちっと検討するためには、子供の身長だったり、現場の細かい計測値が必要です。今回は行政の検討会ですね。東京都には警視庁がありますから、警視庁の例えば捜査一課、生活安全課になるんで

しょうか、そういうところが持っているデータで、犯罪性がないと判断されたものはぜひ分析に使わせてもらうような依頼も検討していただきたい。というのは、犯罪性のないものは予防に役立つ必要がある。そういうことが可能かどうか。ぜひ検討していただけるといいのではないかと考えています。

本来は消費者庁がそれをすべきですね。去年6月から子供の安全に関して10省庁が集まって検討会を行っています。2回ぐらいその検討会の結果が報告されていますが、残念ながら消費者庁から発表されたものに目新しいものは何一つないのです。少なくとも警察は細かい情報、非常に貴重な情報を持っています。残念ながらそれが公開されていないために、別の言葉で言うと分析されていないので、ベランダからの転落は同じことが同じように何十年も起こっているんです。それをきちんと対策をとるためにはデータが必要不可欠。データはあるところにはあるんです。今回、この協議会を通して、警視庁なり、警察からそういう情報を入手できるかどうかを検討していただきたい。そういうデータが公表されれば、業界団体も計測値や写真を見て細かい検討ができ、製品の改善に結びつけやすくなると思います。

ということで、非常に難しいことかもしれませんが、消防庁だけではなくて、警察のデータがどれぐらい入手可能なのか、ぜひ聞いてみていただければと思います。今回最初なので、その件をお話しさせていただきました。

○越山会長 おっしゃるとおりですね。この写真の資料は東京消防庁様のご厚意で出してもらったのかと思われま。

○生活安全課長 ご意見、ありがとうございます。

消防庁からご提供いただいたこの写真につきましては、この写真から事故現場が特定できるところがございまして、プライバシーの観点から委員の方限りで今回お見せして回収させていただくところがどうしても出てきます。そういう制約はございます。

それから、警察関係の情報をというお話がございましたけれども、その点に関しましては、事務局として、安全対策を検討する上で事故分析はとても重要だということは認識しているところです。そのため、より多くの詳細な事故の事例を収集することは必要であるのですが、警察関係が調べていただいた事故の情報につきましては、その情報の整理や活用の仕方など、まず国での情報共有の仕組みが必要だということもありますので、都としましてはそういう認識に立っている状況です。難しい側面もあるというお話もいただきましたが、そのような状況です。

○越山会長 ぜひご検討いただければと思います。

以前、取り付け式のベランダの不良でリコールがあったと記憶しています。そのときは子供が落ちたのではなかったと思いますが、仮に子供が落ちたのであれば、その製品の詳細については詳しい情報収集があるかと思われませんが、それもなかったように思われます。ですから、どこに情報が集まっているのかなかなかわかりにくいとは思いますが、公にしない範囲でも結構ですので、わかれば非常にありがたいと思います。

それでは、最後の議題として議事の（３）の今後の協議のスケジュールについて入りたいと思います。事務局から、説明をお願いいたします。

○安全担当 それでは、今後のスケジュールについてご説明します。資料８をごらんください。

本日、内容についてご承認いただきましたアンケート調査については、準備を進めまして、8月中旬以降の実施を予定しています。本日いただいたご意見のほかに何かお気づきの点がありましたら、来週8日までに事務局までご連絡いただきますようお願いいたします。

また、実験につきましても、8月中旬以降から準備を始め実施していく予定です。実施前に実験条件等の詳細について説明を行いたいと考えております。日時等は事務局より委員の皆様にご案内させていただきます。

第2回の協議会は10月下旬を予定しています。今後、日程の調整をご連絡させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

第2回協議会では、アンケート調査と実験の結果について報告いたします。また、調査結果や委員の皆様方からのご意見を踏まえ、課題及び対策案を整理してまいります。委員及び特別委員の皆様には、こちらについてご検討いただきます。

その後、第2回協議会で協議いただいたご意見を反映し、協議会報告書の素案をとりまとめまして、委員及び特別委員の皆様にご確認いただきます。

12月開催予定の第3回協議会では、この協議会報告書の素案について協議していただきます。第3回協議会でいただいたご意見を反映し、報告書（素案）を修正し、委員の皆様にご確認いただき、何回かやりとりをした後、協議会報告書の案をまとめていきます。来年2月開催予定の第4回協議会では、協議会報告書の案を決定していただき、東京都に報告していただく予定となっております。

第4回協議会終了後には、都は協議会からの報告を受け、協議会報告書公表のプレス発表を行い、消費者への積極的な注意喚起や、国や関係する業界団体等への情報提供と要望

を行っていきたいと考えております。

今後の協議スケジュールについては以上です。

○越山会長 どうもありがとうございました。

本日は、司会の不手際で時間を10分ほどオーバーしてしまいました。大変申しわけございません。

それでは、本日の会議は全て終了いたしましたので、これをもちまして本日の協議会を閉会させていただければと思います。本日はどうもありがとうございました。

午後 3 時40分閉会